

受付日：令和 8年 月 日 窓口対応者：_____

令和 9 年度 発達支援保育利用申請書を提出された保護者様へ

平素より、本市の教育・保育行政にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

今回、「沖縄市発達支援保育利用申請書（新規申込）」の受付をいたしました。以下の説明を読んでいただき、ご理解いただきますようお願いいたします。

また後日、発達支援保育の担当者（電話：098-989-1307）より、保護者様からお子さんの様子をお聞きするためにご連絡をさせていただきます。ご対応よろしくお願い致します。

発達支援保育とは

障がいや発達に遅れや偏りがある集団保育可能な児童について、集団の中で児童の心身の発達を促していく丁寧な保育のことです。

具体的には、2～3人の支援児に対しクラス担任以外に1人の加配保育士を配置し、集団の中で児童の生活面の向上や社会性を育てていきます。また児童一人ひとりの状況を把握し、成長を促すための支援方法について記入する「個別の支援計画」を作成し、この計画に沿って集団保育の中で児童の発達を支援していきます。

発達支援保育は、児童の発達段階に合わせた丁寧な保育を行いますが、発達面に関する訓練や治療をする保育ではありません。また、つきっきりで1対1対応する保育でもありません。

発達支援保育に伴う加配保育士につきましては、各保育園の職員体制状況によるため、加配保育士が配置されることを確約するものではありません。

発達支援保育の申し込みについて

■今回の申し込みは、発達支援保育の申請となります。

保育所（園）の入所申し込みは別途必要となります。申請期間については、市広報及びホームページ等でお知らせいたしますので、お忘れないう手続きを行ってください。

■発達支援保育は、「発達支援保育協議会」の協議を経て決定されます。

発達支援保育協議会では、児童の身辺自立状況や発達段階・発達特性を考慮し、集団保育において発達支援保育を必要とするかどうかを検討し認定します。発達支援保育の必要性が認定されない場合もあります。

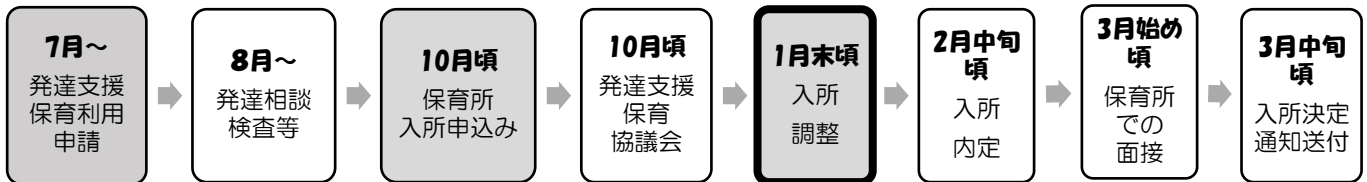
■協議の結果、発達支援保育の必要性が認定された場合でも、保育の受け皿が不足している場合は、必ず保育所（園）へ入所できるわけではありません。

また、申し込みの際に希望する保育所（園）を記載していただきますが、各保育所（園）の定員や、発達支援保育枠の空き状況に応じて、入所を検討していきますので、希望の保育所（園）に入所できないことがあります。ご了承ください。

発達支援保育申請後の流れ

申請後は、下記のような流れで発達支援保育入所の検討をしていきます。

※日程や内容を変更する場合があります。



※発達支援保育協議会后、入所調整をしますが、保育の受け皿不足のため、入所できない場合があります。

発達相談・検査等について

児童のこれまでの育ちの様子や発達段階について把握し、保護者の願いを確認するため、発達相談や発達検査を実施いたします。

児童の状況を確認するため、下記の資料等があればご持参ください。

- ①親子健康手帳
- ②病院や他機関等で実施した発達検査結果
- ③医師の診断書、意見書
- ④障害手帳（療育手帳、身体障害者手帳等）
- ⑤特別児童扶養手当の証書
- ⑥受給者証
- ⑦その他、児童の状況を把握できる資料

お子さんの健やかに育ちのために、保護者の皆さまと一緒に考えていきたいと思っております。質問、お問い合わせ等は下記までお願いいたします。

【発達支援保育申請、入所手続き等に関すること】

沖縄市役所
保育・幼稚園課 入所係
住所：沖縄市役所 2 階
電話：939-1212（内線 23139）

【発達支援保育の相談等に関すること】

沖縄市役所 こども相談・健康課
こども発達支援係
住所：沖縄市高原 7-35-1 福祉文化プラザ内 1 階
電話：989-1307